

2023年4月 館林市作成

(作成例)

水害に関する 避難確保計画

施設名	館林の里	
管理者名	〇〇 〇〇	
担当者名	〇〇 〇〇	
担当連絡先	職・氏名	〇〇 ・ 〇〇 〇〇
	電話	0000-00-0000
	FAX	0000-00-0000
	E-mail	-----@----.co.jp
緊急連絡先	職・氏名	〇〇 ・ 〇〇 〇〇
	電話	0000-00-0000
	FAX	0000-00-0000
	E-mail	-----@----.co.jp

2023年4月 作成

受付印

受付者

目次

作成のうえ、館林市へ提出

1 計画の目的	1
2 防災体制に関する事項	1
3 避難誘導に関する事項	6
4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	8
5 防災教育及び訓練の実施に関する事項	8
6 自衛水防組織の業務に関する事項	9
別紙1 組織図	10
別紙2 避難経路図(避難所へ避難)	11
別紙3 避難経路図(協力施設(浸水しない施設)へ避難)	12
別紙4 避難経路図(施設内避難)	13
別紙5 自衛水防組織活動要領	14

作成するが、提出不要

※個人情報を含むため、取扱い注意

別紙6 防災教育及び訓練の年間計画作成例	16
別紙7 施設利用者緊急連絡先一覧表	17
別紙8 緊急連絡網	18
別紙9 対応別避難誘導方法一覧表	19

1 計画の目的

水害に関する避難確保計画(以下、「計画」という。)は、水防法第15条の3に基づき、館林の里 近隣で洪水の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、水害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本計画は、館林の里 に勤務する施設職員(以下「職員」という。)及び施設の利用者又は出入りする全ての者(以下「利用者等」という)に適用する。

【施設の状況】

利用者数は定数(定員)があれば
そちらの人数を記載ください

施設名を記載してください

人 数			
平日(月～金)		休日(土・日・祝)	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約 30 名	昼間 約 10 名	約 30 名	約 5 名
夜間 約 30 名	夜間 約 5 名		

夜間や休日は不在となる施設
は空欄としてください

2 防災体制に関する事項

(1) 各班の任務と組織

ア 各班の任務

(ア) 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

(イ) 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集を行うとともに施設の被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

(ウ) 避難誘導班

市からの避難情報である、高齢者等避難又は避難指示のいずれかが発令された場合等に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 組織図

各班の構成員及び指揮系統を示す組織図を定める。組織図は、昼間、夜間等の時間帯ごとに作成し、必要な業務が実施できる人員を確保する。

(組織図は別紙1のとおり)

ウ 防災体制の基準

表1 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制	判断基準	活動内容	対応者
準備体制 (参集準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合 ・台風接近が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時の体制及び役割分担の確認 ・入所・通所サービス中止の判断 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 	情報収集班
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品の確認 ・避難所または浸水しない施設までの経路の確認 	避難誘導班
注意体制 (当番職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・館林市に大雨注意報(警戒レベル2相当)が発表 ・館林市に洪水注意報(警戒レベル2相当)が発表 ・ <input type="checkbox"/> 利根川(国) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国) ・ <input type="checkbox"/> 矢場川(国) ・ <input type="checkbox"/> 多々良川(国) ・ <input type="checkbox"/> 谷田川(県) ・ <input type="checkbox"/> 新堀川(県) の水位が表1-2「注意体制」の基準に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、洪水予報、水位等の情報収集 ・保護者、家族等への事前連絡 ・施設内職員への情報周知 	情報収集班
警戒体制 (全職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・館林市に大雨警報(警戒レベル3相当)が発表 ・館林市に洪水警報(警戒レベル3相当)が発表 ・ <input type="checkbox"/> 利根川(国) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国) ・ <input type="checkbox"/> 矢場川(国) ・ <input type="checkbox"/> 多々良川(国) ・ <input type="checkbox"/> 谷田川(県) ・ <input type="checkbox"/> 新堀川(県) の水位が表1-2「警戒体制」の基準に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難判断及び指示 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、洪水予報、水位等の情報収集 ・避難所開設状況の確認 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・施設内職員への情報周知 	情報収集班
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・非常持ち出し品の持ち出し 	避難誘導班
非常体制 (全職員による体制)	施設の所在地(町名)を記載ください(国) <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 多々良川(国) ・ <input type="checkbox"/> 谷田川(県) ・ <input type="checkbox"/> 新堀川(県) の水位が表1-2「非常体制」の基準に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の避難判断及び指示 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内全体の避難誘導 	避難誘導班

ハザードブックで
確認してください

表1-2 防災体制確立を判断する河川水位

体制	河川	水位観測所	判断基準
注意体制	<input type="checkbox"/> 利根川(国)	八斗島 (伊勢崎市)	・はん濫注意水位(1.90m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国)	足利 (足利市)	・はん濫注意水位(3.30m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 矢場川(国)		
	<input type="checkbox"/> 多々良川(国)		
	<input type="checkbox"/> 谷田川(県)		
	<input type="checkbox"/> 新堀川(県)	新堀橋 (邑楽町)	・はん濫注意水位(2.20m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
警戒体制	<input type="checkbox"/> 利根川(国)	八斗島 (伊勢崎市)	・避難判断水位(3.10m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国)	足利 (足利市)	・避難判断水位(4.90m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 矢場川(国)	足森橋 (足利市)	・避難判断水位(3.40m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 多々良川(国)		
	<input type="checkbox"/> 谷田川(県)	藤の木橋 (板倉町)	・避難判断水位(4.00m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 新堀川(県)	新堀橋 (邑楽町)	・避難判断水位(2.60m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
非常体制	<input type="checkbox"/> 利根川(国)	八斗島 (伊勢崎市)	・はん濫危険水位(4.10m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国)	足利 (足利市)	・はん濫危険水位(5.40m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 矢場川(国)	足森橋 (足利市)	・はん濫危険水位(3.70m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 多々良川(国)		
	<input type="checkbox"/> 谷田川(県)	藤の木橋 (板倉町)	・はん濫危険水位(4.17m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 新堀川(県)	新堀橋 (邑楽町)	・はん濫危険水位(2.72m)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合

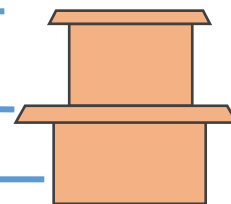
エ 洪水による施設の浸水深と家屋倒壊等はん濫想定区域

(ア) 浸水深

- 5.0m以上 5.0m以上(2階建て建物水没・3階浸水)
- 3.0~5.0m未満 3.0~5.0m未満(2階浸水)
- 0.5~3.0m未満 0.5~3.0m未満(1階浸水)
- 0~0.5m未満 0~0.5m未満(床下浸水・地下浸水)

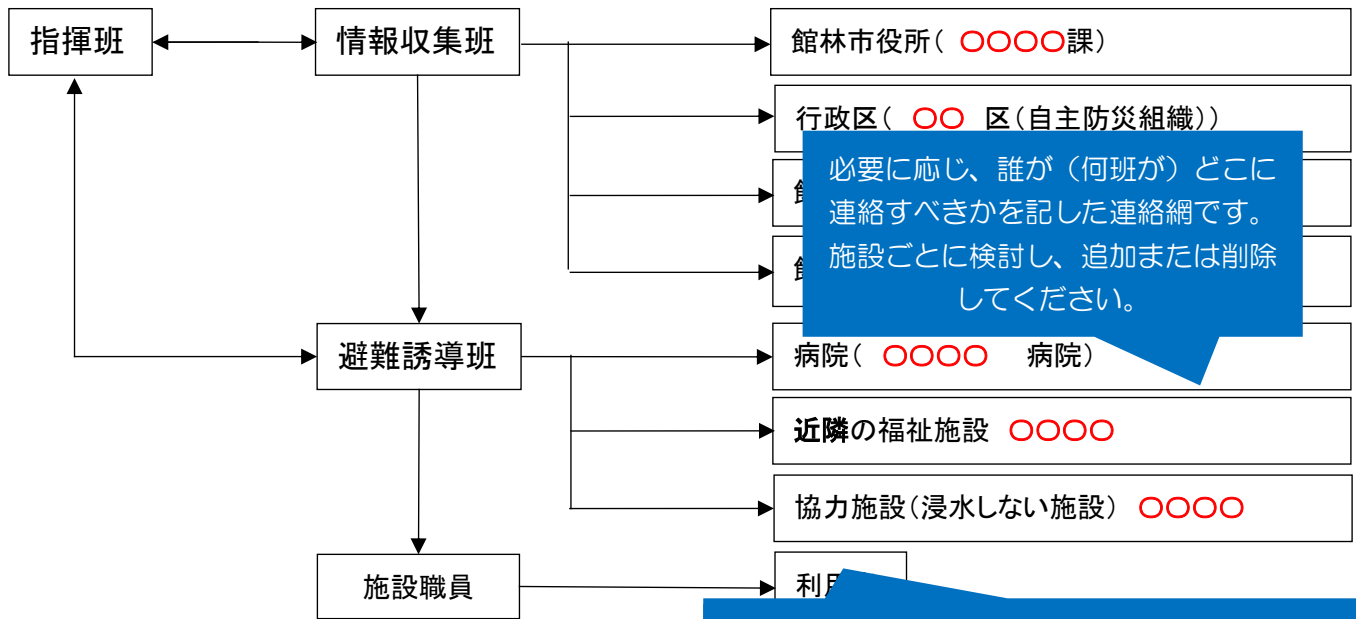
(イ) 家屋倒壊等はん濫想定区域

- 区域内 区域外



才 連絡網

図1 緊急時連絡網



必要に応じ、誰が（何班が）どこに連絡すべきかを記した連絡網です。施設ごとに検討し、追加または削除してください。

カ 関係機関緊急時連絡先

表2 関係機関

「近隣の」の部分は、「同法人の」「災害時協力体制を構築している」などに置き換えて検討してください。「福祉施設」の部分は、「学校」「医療施設」などに置き換えて検討してください。

機関名		電話番号	FAX	メールアドレス
防災 機関 行政	館林市役所〇〇〇課	0276-72-4111	0276-72-3297	〇〇〇〇@city.tatebayashi.gunma.jp
	館林消防署			
	館林警察署			
協力 機関	〇〇〇 行政区 (自主防災組織)			
	〇〇〇 病院			
	〇〇〇 施設			
	〇〇〇			
ライフ ライン	電気 〇〇〇 会社			
	ガス 〇〇〇 会社			
	水道 群馬東部水道企業団 館林支所	0276-80-3201	—	
	下水道 館林市役所下水道課	0276-72-4111	—	gesuido@city.tatebayashi.gunma.jp
	通信 〇〇〇 会社			

市役所連絡先
別紙「要配慮者利用施設一覧」の所管課

(2) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、施設の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	職員共有方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・たてばやし防災情報伝達システム ・テレビ(dボタン)、ラジオ ・インターネット 気象庁 HP (http://www.jma.go.jp) 	メール等
洪水予報・河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ・たてばやし防災情報伝達システム ・テレビ(dボタン)、ラジオ ・インターネット ○国土交通省「川の防災情報」 (http://www.river.go.jp/) <input type="checkbox"/> 利根川(国) <input checked="" type="checkbox"/> 渡良瀬川(国) <input type="checkbox"/> 矢場川(国) <input type="checkbox"/> 多々良川(国) <input type="checkbox"/> 谷田川(県) <input type="checkbox"/> 新堀川(県) の水位状況等(P.3 表1-2参照) ○気象庁 HP の指定河川洪水予報サイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/) 	メール等
避難情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・たてばやし防災情報伝達システム ・緊急速報メール ・テレビ(dボタン)、ラジオ ・インターネット ○市 HP (http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/) ○市ツイッター(@TatebayashiInfo) 	メール等

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認を行う。

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の発生	情報収集班	電話	館林市役所、館林消防署、館林警察署
避難の準備	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者
避難の開始	避難誘導班 情報収集班	館内放送、口頭	利用者
		電話	館林市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	館林市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内職員間で共有する。

3 避難誘導に関する事項

(1) 避難所

避難所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をとまなうことから、状況に応じて、（施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない）とする。

その場合、施設に備蓄物資を準備する。

近隣の避難所や独自の避難場所（例：同じ法人の別施設など）を記載してください

	名称	移動距離	移動手段
避難所	〇〇小学校	(1,000)m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両()台
協力施設 (浸水しない施設)	△△ホーム	(1,500)m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両(2)台
施設内避難	施設の3階		

浸水深等により施設内避難ができない場合は、「不可」と記載してください

(2) 避難基準

ア 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

イ 自主避難の判断

施設周辺への浸水その他の危険現象を察知した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。危険現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防署等に報告する。

(3) 避難誘導

施設外の避難所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭 上の表の移動手段と合わせて記載してください

ア 避難所へ避難の場合

- ・ 避難所までの移動は、徒歩 によるものとする
- ・ 施設からの未避難者の有無を点検し 上の表の移動手段と合わせて記載してください

イ 協力施設（浸水しない施設）

- ・ 協力施設までの移動は、車 によるものとする。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

ウ 施設内避難の場合

- ・ 施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの ウは施設内避難が「不可」の場合、削除してください
- ・ 自立歩行不能者の搬送方法は、担架及びストレッチャー によるものとする。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

(4) 避難経路

ア 避難所 〇〇小学校 へ避難の場合

ハザードブックで確認して記載してください

(経路図は、別紙2のとおり)

イ 協力施設(浸水しない施設)の場合

(経路図は、別紙3のとおり)

ウは施設内避難が「不可」の場合、
削除してください

ウ 施設内避難の場合

- ・ 施設内の避難経路はエレベータおよび 西側及び中央 階段とする。
- ・ 停電時にはエレベータが停止することに留意する。

(経路図は、別紙4のとおり)

(5) 施設周辺や避難経路の点検

ア 施設周辺の点検

- ・ 〇〇小学校 に移動する際、施設敷地内の倒木や支障物が無いか点検を実施し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。
- ・ 施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

イ 避難経路の点検

- ・ 〇〇小学校 までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、別紙2, 3「避難経路図」に記入し、施設職員で情報を共有する。

(6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。
- ・ 避難の開始と完了を市役所に報告する。

4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- (1) 停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- (2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

各施設で必要な資機材等を検討・追加してください

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、モバイルバッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者等)、案内旗、パソコン、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、モバイルバッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、カルテのバックアップデータ、
施設内避難	水・食料・寝具・防寒具

現時点で保有している資機材等を記載してください

- (3) 現段階での施設内の備蓄状況

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、パソコン、FAX、
避難誘導	名簿(施設職員、利用者)、車いす、担架
施設内避難	飲料水: OL×〇〇本(消費期限〇〇年〇月) 食料: 乾パン〇〇缶(消費期限〇〇年〇月) 防寒具: 毛布〇〇枚 ※最低3日分

5 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- (1) 防災教育

施設管理者は、水害の危険性や警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ・ 水害の危険性について
- ・ 情報収集及び伝達体制
- ・ 避難判断・誘導
- ・ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め水害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

その主な内容は以下のとおり。

- ・ 情報収集及び伝達
- ・ 避難判断
- ・ 避難訓練(利用者の状況に応じた避難手法、避難方法など)

(3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね__2__回行う。

ア 新規採用職員の研修及び訓練を(4 月)に実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

イ 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期(梅雨・台風時期)の前(5 月)に実施する。

6は自衛水防組織を置かない場合、削除してください

6 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 設置

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 訓練

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。

イ 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 報告

自衛水防組織を変更したときは、水防法第15条の3第7項に規定する通り報告する。

自衛水防組織設置は
・水防法第15条の3第6項で努力義務
・同条第7項で市長への自衛水防組織設置の報告の義務が規定されています。

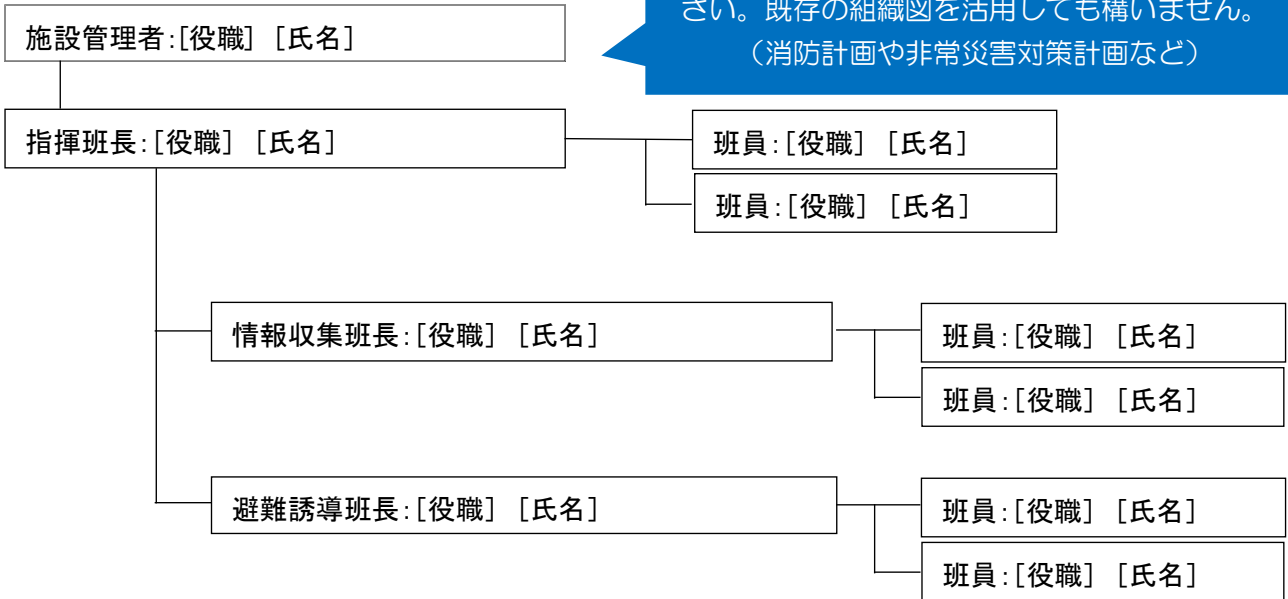
自衛水防組織の内容については別紙5を参照してください

【組織図】

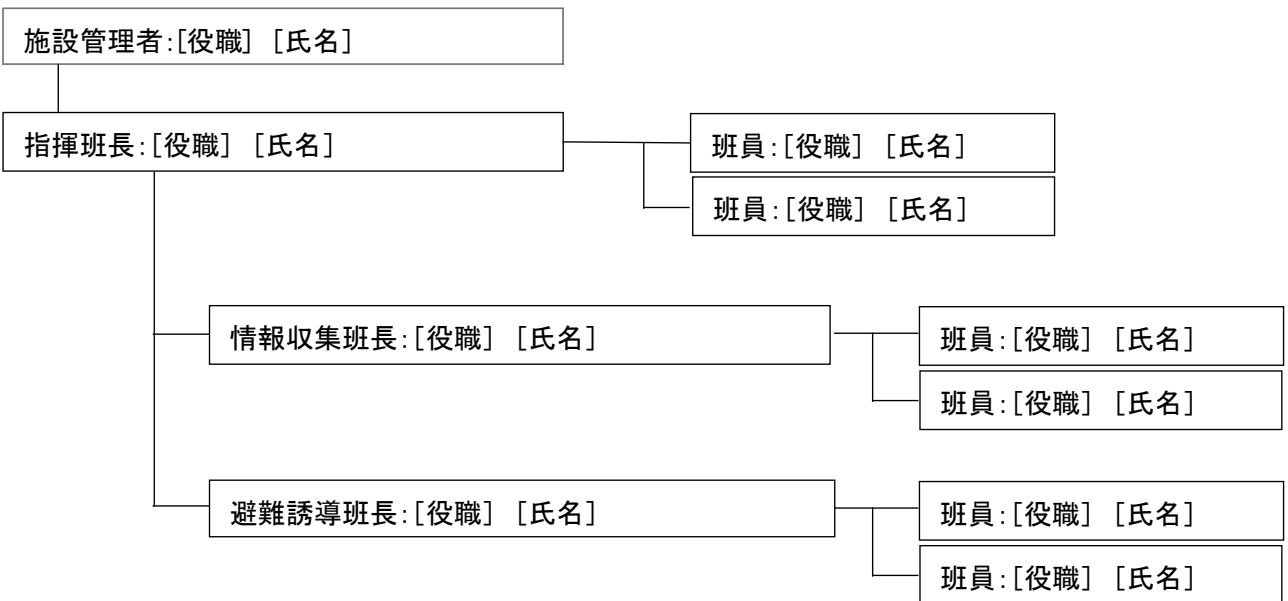
別紙1

施設の勤務体制に合わせた組織図を作成してください。既存の組織図を活用しても構いません。
(消防計画や非常災害対策計画など)

≪昼間≫



≪夜間≫



【避難所への避難経路図】

避難経路図

施設から避難所までの避難経路・危険箇所を記載してください。ハザードマップ等の地図をコピーして、避難経路を書き込む方法でも構いません。

避難所	
-----	--

【協力施設(浸水しない施設)への避難経路図】

避難経路図

施設から協力施設（浸水しない施設）までの避難経路・危険箇所を記載してください。ハザードマップ等の地図をコピーして、避難経路を書き込む方法でも構いません。

施設所在地	
-------	--

【施設内の避難経路図】

避難経路図

施設内（浸水深より高い階）への避難経路を記載してください。施設案内図等の地図をコピーして書き込む方法でも構いません。

注）施設内避難が「不可」の場合、削除してください

別添「自衛水防組織活動要領」

別紙5

別紙5（P14）、別表1（P15）については、
自衛水防組織を置かない場合は削除してください。

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水発生時の被害を軽減し、人命を確保するため、
自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、水害時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによつては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者 () (代行者)		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長() 班員()名 . . .	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長() 班員()名 . . .	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿(従業員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器 (タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【防災教育及び訓練の年間計画】

実施予定月日

防災体制の確立・
避難確保計画の年度版作成

各班の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映する。

(月 日)

施設職員への防災教育

○避難確保計画等の情報の共有
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など

(月 日)

施設利用者への防災教育

○洪水の危険性や避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など

(月 日)

通所施設

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

(月 日)

保護者への引き渡し訓練

○保護者の緊急連絡網の試行
○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など

(月 日)

入所施設

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

(月 日)

施設職員の非常参集訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測 など

(月 日)

避難訓練

○防災体制と役割分担の確認、試行
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など

(月 日)

避難確保計画の更新

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直す。

(月 日)

